

平成22年第3回葛城市議会定例会会議録(第3日目)

1. 開会及び散会 平成22年9月13日 午前10時00分 開会  
午前11時58分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 藤井本 浩	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
17番 南 要	18番 白 石 栄 一

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	河 合 良 則
企 画 部 長	森 川 重 裕	市 民 生 活 部 長	森 田 源千代
都 市 整 備 部 長	石 田 勝 朗	産 業 観 光 部 長	大 武 勇 吉
保 健 福 祉 部 長	花 井 義 明	教 育 部 長	中 尾 知 好
上 下 水 道 部 長	正 田 貴 一	消 防 長	中 島 克比虎
会 計 管 理 者	安 川 登		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	福 井 良 祝	書 記	西 川 育 子
書 記	吉 田 賢 二		

6. 会議録署名議員 8番 吉 村 優 子 9番 阿 古 和 彦

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

下村議長 ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより平成22年第3回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

注意事項を申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードに切りかえるよう、お願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、10日に引き続き、一般質問を行います。

最初に、2番、中川佳三君の発言を許します。

2番、中川佳三君。一問一答方式で行われます。

中川議員 議長のお許しを得ましたので、ただいまより議席番号2番、中川佳三が一般質問をさせていただきます。

まず初めに、今回の一般質問につきましては、ただいま議長のお言葉にもありましたとおり、一問一答方式をもってさせていただきます。

今回は、機構改革の成果と各種募集事項の結果の2つについてお聞きいたします。その内容につきましては、質問席においてさせていただきます。

それでは、まず初めに、機構改革の成果についてお聞きいたします。これにつきましては、市民の受け入れ状況についてという表現でお聞きしておりますが、ことしの4月に機構改革の名のもとに部の増設及び課の名称変更を始めとした改革が実施されました。今回実施された機構改革については、3月における委員会におきましても住民への周知徹底についてお聞きしております。4月1日付の人事異動について、住民の方よりその内容が広報誌に掲載されるのは管理職と退職者であり、一般住民がお世話になったり相談に行く担当者の方が掲載していないのはなぜかという問い合わせもあったことによります。

この方々がおっしゃるとおり、多くの市民の皆さんが役所において話をされるのは、窓口で対応をする職員や直接の担当者です。いろいろな依頼事や相談事で来庁されて、窓口で従前の担当者の名前を呼んだ結果、初めてその職員の異動を知られることが多々あると思います。役所において直接住民との間に信頼感を構築しているのは異動を掲載されていない多くの職員ではないでしょうか。今後における人事異動の市民への周知体制についてお聞きいたします。

また、年度途中の人事異動に伴う関係先への周知方法と、そのことの広報誌等へ掲載されていないことについてもお聞きしておきます。

下村議長 森川企画部長。

森川企画部長 ただいまご質問いただきました人事異動に伴います広報等への掲載についてというご質問でございます。市民に対します行政に関する必要事項を周知いたしまして、市政運営に対する市民の皆様への理解、協力を得るため、また、説明責任や行政の透明性の向上を目

的に葛城市の広報を発行いたしておるところでございます。

ただいま広報誌の編集につきましては、より多くの情報を市民の皆様にお知らせすべく掲載記事の見直しを考えており、市民の皆様が読みやすく、また、記事を楽しみにしていただけるよう広報を目指しております。それがため編集委員会等で検討を予定いたしておるところでございます。

人事異動に関する記事の掲載につきましては、平成18年5月号以降、課長補佐級以上の掲載になっております。今後はページ数の制約の中で全ての掲載が可能かどうか、また、誌面の都合上、数回に分割して掲載をするという方法も含めまして検討をしてみたいと、このように考えております。

以上でございます。

下村議長 中川佳三君。

中川議員 ただいまの企画部長の答弁につきましては、了解させていただきます。

また、現在、市民皆さんへの行政全般にわたるお知らせ等は、広報誌並びに市のホームページ及び有線・防災無線を利用して行われています。今回の分につきましては、広報誌の場合は誌面数の都合もあり人事異動の全容を一度に掲載するのが困難と思われております。この場合、誌面数の心配を考えなくてもよいホームページの活用も一考の余地があるのではないのでしょうか。これについても今後ご検討をお願いいたします。これについての答弁は結構です。

次に、今回実施された機構改革において、それに要した経費について、現時点で結構ですので事務費、物件費、設備費等の部門別にお聞かせ願いたいと思います。

下村議長 森川企画部長。

森川企画部長 ただいまのご質問でございます。

機構改革に要した経費でございます。市民の方々にわかりやすく、簡素で効率的な組織を目標に、また、職員の意識改革を図るために、22年度新たな機構でスタート、実施いたしたところでございます。これに伴う経費につきましては、まず、例規整備の支援業務の委託料といたしまして174万3,000円の経費でございます。

また、カウンターの改修等につきましては18万9,000円の経費がかかっております。

また、両庁舎の看板の書きかえにつきましては26万825円の経費を要しております。

また、両庁舎の電話機の移設及び増設工事につきまして37万5,900円、合計にいたしまして256万8,725円の経費を要したところでございます。

以上でございます。

下村議長 中川佳三君。

中川議員 わかりました。ありがとうございます。

ただいま答弁いただきました数値によりますと、今回実施されました機構改革には、現時点で約250万円強の経費が費やされたことになっております。これも3月にお願いしてありました現在の経済情勢による財源不足といわれる昨今、その財源確保にふるさと納税制度、葛城市では蓮花ちゃん基金と名を打って他府県まで出かけて、その確保に奔走されている現状

から見て、今回の機構改革に要した、この金額が大きいと思われるのか、小さいと思われるのか、市の財政規模からすれば決して大きな額とは言えないかもしれませんが、納税者である一般市民からすれば250万円というのは大変大きな額であると思われまます。3万6,000市民のために、限られた財源を有効に使う市政を推進されておられる市長にお聞きします。また、そうと思われる理由についてもお聞かせ願います。

下村議長 山下市長。

山下市長 今、中川議員からの質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

約250万強の金額がかかったということで、それについて多いと思うのか、少ないと思うのかということ、また、この機構改革をしてどのように市民に利便性がもたらされたのかということをお聞きされているんだというふうに思ひます。

確かにこのことによつて看板のかけかえであったりとか、また、例規集の書きかえ等で一時的に費用を要したことはあるのかもしれませんがけれども、このことによつて市民の受付窓口という形で市民窓口課が新たに創設をされたり、また、今まで市民課で言ひますと、市民課の中で、今は市民窓口課になっていますけど、市民課の中で市民課と保険事業とともにやつておつて、大変に管理職の方は、とてもとても手が回らないというような状況もあつたわけでごさいますけども、住民の皆さんの利便性の向上というところで考えますと、この課を分割させていただき、市民窓口で対応させていただくということで、いろんな受け取り方があつて、まだまだあいさつが足らんやないか、中川議員からもおしかりを受けて、それは担当の方にも申し伝えておひますし、しっかりとあいさつをして、住民の皆さんが利用しやすいようにということをおひますけれども、より市民に近づいた形で市民窓口課ということをおひさせさせていただいて、一歩、二歩、近づけたのかなというような思ひでおひます。

また、児童福祉課を子育て福祉課に変えるということで、これはある意味看板のかけかえだけじゃないかというふうに思われるかもしれませんがけれども、より積極的に子どもたちのために支援をしていきたい。お力になりたいという市民へのメッセージであるというふうにも思ひます。そういったことを通じて行政のやるべきことを住民にわかつてもらひやすく伝えていくこと、これこそが行政の目指していかなければならない方向だというふうにおひますので、一時的な費用で住民の皆さんの大切な税金をお使ひさせていただいた。そのことについては申しわけなく思ひますけれども、これによつて大きな効果を得られるように、あとは我々が身を引き締めて、その名に恥じないようになつていくことで住民の皆さんのサービスの向上に努めていくというふうにおひます。

下村議長 中川佳三君。

中川議員 わかりました。ただいまの市長の答弁、現在の葛城市の事業推進、並びに今後の葛城市の発展のために予算を作成し、また、それを執行していく上において、その財源がいかんして確保されたものであるかということをお念頭に置いて、今のはやり言葉ではありませんが、市民から見てむだ遣いと思われることのない歳出の執行等をお願ひしておひます。

次に、欠員管理職の補充体制についてお聞きいたします。

我々議員や市職員はもちろん、多くの市民の皆さんも新聞報道や口コミ等でご存じのと

り、ことしの6月議会の最中に起こった悲しい出来事である、故吉村剛由前体育振興課長の不慮の事故によって生じた欠員補充等についてお聞きいたします。

現在、体育振興課長職は教育部長が、その事務取扱という兼務体制がとられていますが、この課の所管事務の1つである葛城市社会体育の秋の一大イベントである第6回市民体育祭がことしも9月19日に開催されます。

これは、皆さんもご存じのとおり、市と体育協会がお互い共催して行うものですが、その企画・立案、実行に関する全ての事前作業等を含む事務局がこの課です。その課のまとめ役が現時点で、それだけでなくとも管理監督する所管部署が多い教育部長が兼務したままであるということについてお聞きします。

そして、1名、それも課長職が減員となった部署においての人的補充状況についてもお聞きしておきます。減員職員の補充については、教育部長より課長職の、また管理職の補充については理事者からの答弁をお願いしたいと思います。

下村議長 中尾教育部長。

中尾教育部長 ただいまの中川議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

先ほど議員さんがおっしゃっているとおり、体育振興課長は現在欠員となっております。その件と課員の1名の欠員のことについてお尋ねだと思いますので、それについて答弁させていただきます。

体育振興課長は、ただいま、先ほども申しましたとおり欠員となっております、私が事務取扱を兼務しております。その件につきまして、人事課と相談、協議を重ねてまいりましたが、しかしながら、年度途中ということもあり、他の部署も限られた人数で事業に取り組んでおるのが現状でございます。すぐに管理職の補充というわけにはいかないのが実情であります。

また、欠員1名による課職員の業務遂行にかかわる負担増が生じているため、今回は日々雇用職員を配置するという対応させていただいております。もとより課長不在が本来の型でないことは重々承知をしており、市民サービスの低下につながらないよう、教育委員会として最善の努力を重ねているところでありますので、ご理解、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

以上で、答弁とさせていただきます。

下村議長 山下市長。

山下市長 体育振興課におきましては、昨年に引き続いて課長が途中でいなくなるということが起こってしまい、その対応をどうするのかということではいろいろと協議をさせていただきました。今、部長が答弁をいたしましたように、限られた人員の中でそれをどうやって補っていくのか。今おっしゃられたとおり、市民体育祭が控えている中でどういうふうに対応すべきかということではいろいろと協議をさせていただいて、最終的に教育長との話の中で、担当の補佐が中心となり、その後の事務的なフォローというのはアルバイト職員等で対応せざるを得ないというような形、結論に至ったわけでございます。

本来であればその補充、課長の補充ということを考えていかなければならないのは十分

に承知をしておりますけれども、1人の人員を動かすことによって他の課に及ぼす影響等、年度途中でそのようなことを考えれば、とても人員を動かせる状況ではないということもご理解をいただきまして、でき得れば来年度の当初に本来の姿である形に戻せるようにしていきたいし、また、今いろいろと議員さんの中でも定数管理についてしっかりと行政も考えていかなければならないというお話もいただいておりますのは十分に承知をいたしております。

葛城市の財政の状況、また、人員配置の状況等をしっかりと考えながら、適正な人員配置ができるように、できるだけ努力をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

下村議長 中川佳三君。

中川議員 ただいまの市長からの答弁、承っておきます。補充職員等について、先ほども市長がおっしゃいましたように、職員の定数、この問題もあり、先般の議会議員全員協議会でも話題になりましたとおり、今回、ことしは特に思いますのは、定年退職のように事前にその減員がわかる分に対しての補充措置はできても、今回のような不慮の事故による突然の減員に対してもできる限り即座に補充措置がとれるように、日ごろからの管理職登用人材の育成をお願いしたいと思います。また、これは必要なことではないですか。

また、先ほど答弁の中にもありました、今回減員したのが課長職であるのに対し、その補充に日々雇用職員、いわゆるアルバイト職員の雇用で人的、変な言い方ですが、人数合わせのような感じの職員補充ではなく、残り職員に無理な負担のかかることのないような、職員が安心して日常業務をこなせるような職場環境づくりをお願いしておきます。これについても答弁は結構です。

今回の機構改革の成果についての質問について、あと1点お聞きしておきます。

先ほども教育部長から、兼務職員のことについてもお聞きしましたが、現在の市役所における兼務職員について再度お聞きします。

現在、兼務辞令が交付されている職員が多く見受けられます。特に管理職です。兼務が決して悪いとは申し上げませんが、その職務の現状を見ると、形だけの職名の兼務に思えるのは私だけではないと思います。本来、兼務というのは平素からその複数の職域全体の状況を把握、管理して初めて成り立つものではないでしょうか。兼務辞令が出た片方の職名の業務を中心に行動しているようでは兼務ではなく、もう一方の職名の業務は片手間の業務のように思えて仕方なく見えるのです。

また、同じ施設の中で複数の席が置かれているのであるならまだしも、隣接施設というには余りにもおかしなような部署が見受けられます。兼務状態になる前は、それぞれの部署に専任の所属長等が配置されて業務を滞りなくこなしていたのではありませんでしょうか。早期勧奨退職制度に乗って管理職全体の数が減少していく現在、一部に兼務管理職ばかりの部署が発生している現状を理事者はご存じだと思います。

そして、今年度末におきましても、前年度末と同じように退職される管理職の方が多く発生すると思われます。この議場内においても理事者側に着座されておられる各部長級におかれましても該当される方が多く見受けられます。この方々が職を去られた後の役責も含めて、

その分管理職の新規登用が多くなると思われます。先ほども言いました、先般の全員協議会でも新規職員の採用が議題に上がりましたが、それと同じくして管理職登用についても任命権者としての責務を果たしていただいて、葛城市役所が他の自治体から見て見本となるような人員配置をお願いしたいと思います。このことについて、できますれば今後の管理職員についてのお考えを市長にお聞きしたいと思います。

なお、この質問につきましては今申し上げたように市長部局、教育委員会部局という任命権者別にではなく、統括的な立場で市長よりご答弁お願いいたします。

下村議長 山下市長。

山下市長 質問にお答えをさせていただきます。

兼務辞令を出しているという、特に管理職についていろいろと懸念しているよというお話でございます。確かにさまざまな業務を1人の管理職に兼務してもらっている。その中でいろいろと負担が生じているということは十分に理解しております。

一方、今まで管理職の中でわからなかった部分をより細かく見ることができるというようなメリットはあるものの、やはり管理職が不在のために不安になっているという職員もいるということも事実であろうかというふうに思います。

いろいろと適正な配置ができるように、また、先ほどご心配をいただいたように定年退職が本年度かなり数が生じるわけでございます。その中でこれからの管理職への登用ということも考えていかなければならない状況で、より適材適所、またこれから頑張ってもらわなければならない若い職員の登用ということも含めて考えていかなければならない。ある意味これは葛城市の人材の危機という側面もありますけれども、逆に見れば、これはチャンスであるというふうに思います。

しっかりと行政全体のことを考えれる職員をいかに作り上げていくかというか、大きな管理職として羽ばたいていただけるかというのも我々理事者の責任であると思いますので、しっかりとその人材教育ということに力を入れて、管理職として頑張ってもらえるようにこれからさまざまな研修等を通じてそのような人材の育成に努力をしていきたいというふうに思っています。

人員管理のことにつきましては、しばらく検討していかなければならないこともありますのですぐに答えが出るものではございません。ここ1、2年で次の方向性も考えていかなければならないと思いますので、そのときにまたお答えをさせていただき、またご意見を聞かせていただきたいというふうに思います。

以上です。

下村議長 中川佳三君。

中川議員 わかりました。先ほどの答弁の中にもございました兼務管理職についての答弁について、複数施設の兼務についてはメリットの部分もあるという回答もございましたが、先ほども言いました、過去においては各施設毎に専任の管理職を配置されて、業務の遂行をされていたことからして、現在、場所の離れた施設を複数兼務管理する職員に、私の想像かもしれませんが過度の業務負担が発生しているのではないかという懸念から質問しているのをござ

す。これにつきましても、先ほどの市長の答弁にもその分も心の中に、また考えの中にあるということで、1つは安心しました。

しかしながら、現状を見るに、幾つかの出先施設における施設管理に無理が生じているように思えてなりません。出先機関、特に教育委員会部局には社会教育、あるいは社会体育施設が多く含まれています。ここは市民の皆さんの情操教育の場であり、憩いの場でもあると思います。現在の施設の状況を見ていただいたら、その施設の存在理念と自分たちの市有財産を大事にするという基本理念、基礎理念、これをしっかり持った管理職の登用配置を希望しておきます。これにつきましても答弁は結構でございます。

次に、2番目の、各種募集事項の結果についてお聞きします。

先般実施されましたこの秋に開催される秋季イベントにおけるネーミング募集についてお聞きします。その応募件数及び応募された方々の地域別を市内、市外の区分で結構ですとお聞かせ願います。そして、その選考方法についてもお聞きいたしたいと思います。

下村議長 大武産業観光部長。

大武産業観光部長 ただいま中川議員さんからのご質問でございます。

名称は、ゆめフェスタ in 葛城という名称でございますけれども、この名称が決まるまでは、(仮称)葛城市秋のイベントという名前で公募等、また準備委員会を立ち上げさせていただいた、こういう経緯でございます。今のご質問の内容でございます、その募集に関することでございます。

この募集に関しましては、葛城市秋のイベント準備委員会というのが設立をしていただいております、その委員さんの中からの応募をいただいております。その点数が38点でございます。それと、その後、葛城市のホームページにより公募をさせていただいております。その公募による応募点数は12点でございます。その12点の中でございますけれども、市内の方が8点、それから市外の方が4点と、合わせて12点という内訳でございます。

先ほどの準備委員会の委員さんの38点、それとホームページの公募分12点と、計50点集まっております。その中から葛城市秋のイベントの実行委員会の役員会というのを組織いただいておりますけれども、その役員会によりましてこの名称を選考いただいたということでございます。

その結果、神奈川県川崎市の赤羽様という方の公募でございました「ゆめフェスタ in 葛城」という名称に決定をいただいたという経緯でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

下村議長 中川佳三議員。

中川議員 ありがとうございます。これにつきましては私も住民であり、その上議員であるにもかかわらず、その才能を持ち合わせていないために、住んでいながらこのネーミング募集に応募いたしませんでした。しかしながら、ただいま大武部長の方から答弁いただきました準備委員さんからの38点に対し、市ホームページへの応募の件数12件は若干少ない感を受けました。

しかし、この名称が決定した以上、このゆめフェスタ in 葛城については、葛城市を挙げ

ての一大秋季イベントとなり、昨年の葛城フェスタのように1回限りでその名称が消えることのないよう、その準備等を含んで成功裏に終われることに努力をお願いいたします。これについての答弁は結構です。

最後に、地域活性化事業、(仮称)道の駅市民ワーキング会議、これに伴う市民委員の応募結果についてお聞きします。

今回実施されました市民ワーキング会議市民委員募集に対するの応募人数及び男女別等についてお聞きしたいと思います。

下村議長 石田都市整備部長。

石田都市整備部長 それでは、今回行いました地域活性化事業、市民ワーキング会議市民募集につきまして、その内容につきましてご説明を申し上げます。

地域活性化事業、市民ワーキング会議市民委員の募集につきましては、広報8月号に折り込みにて全戸配付を実施いたしました。この市民委員の募集は、事業検討委員会とは別に地域活性化を考え、将来的にその経営、運営に参加いただく方を募集いたしました。締め切りました応募総数は46名で、現在内容につきまして学識経験者、地域代表者で構成いたします事業検討委員会で応募時の今回の計画に対する意見、また取り組みたい事項、これまで取り組んでこられた活動を参考に20名程度の委員さんをお願いする計画となっております。

8月に募集いたしまして9月ということですが、事業検討委員会のメンバーの日程調整が難しいということで9月下旬になる模様でございます。これが現在の状況となっております。

市民委員さんには施設整備、経営、運営について多方面からアイデアを出していただき、他にはない形のものができればと思っております。

また、県でも1市1まちづくりの中で活性化事業に葛城市の特色が出せるよう、一体となって取り組んでいただいております。

今回の活性化事業により、地域産業振興施設の整備として直売所、レストラン、加工所等、奈良県中南和の玄関口といたしまして休憩施設、観光施設、情報提供、高速道路と連携した広域的な情報提供、葛城市内の観光、周遊ルートの整備、魅力的景観の創出、農商工観光施設、既存道の駅との連携など、新たな葛城市を発見し、その核となる施設となるよう検討を重ねてまいります。

下村議長 中川佳三君。

中川議員 ありがとうございます。お聞きしていると、当初募集されていた、予想されていた人数を大きく下回ることなく多数の応募者があったことは、この事業に対して関心を持っておられる市民が多くおられたということを思います。これは、市政推進にとってもありがたいことだと思っております。今後、この方々のご意見や要望が活かされて、葛城市のもう一つの玄関口をつくるのにふさわしい会議が今後開催されていくことを望んで、この件に関しましての質問を終わらせてもらいます。

毎回同じことを申し上げますが、今回の質問につきましてご答弁していただきましたことにつきましては、葛城市政はあくまで3万6,000市民のためにするものであるという観点、ま

た、その市政の発展を現実のものにするのは理事者及び住民の代表として議会に送り出された我々議員並びに市役所職員であるということを常に念頭に置いて、今後の市の対応、また、その改善、改正について理事者サイドについても努力をお願い申し上げます。

全ては3万6,000葛城市民が、安全かつ安心して暮らせるまちづくりを目指すという共通の目的のためにしなければならないことだという基本理念に基づいたものであります。

以上をもって私の質問を終わらせていただきます。ご答弁、ありがとうございました。

下村議長 中川佳三君の発言を終結いたします。

次に、9番、阿古和彦君の発言を許します。

9番、阿古和彦君。一問一答方式で行われます。

阿古議員 議長の許可をいただきまして、私の一般質問をさせていただきます。

質問事項といたしましては、2点です。1つ目が、子ども・若者育成支援事業について。2つ目が、百条委員会の最終報告を受けて、行政の対応についてであります。質問は、質問席において一問一答で行いたいと思います。

それでは、質問させていただきます。

1つ目の、子ども・若者育成支援事業についてですが、この件につきましては今回で3回目になります。一度目が平成21年12月議会において、内閣府事業である子ども・若者育成事業についての本市での取り組みがどうするのかということ、そのことについて本市での取り組みが本年度より始まっていることは周知のことでございます。そのことにつきましては、平成22年6月議会におきまして、その進捗状況等を確認しておりますが、約半年たった今、さらにその状況等を詳しくお聞かせ願いたいと思います。

下村議長 中尾教育部長。

中尾教育部長 阿古議員さんのご質問の子ども・若者支援事業の進捗状況についてご答弁させていただきます。

6月議会でも一部答弁させていただきました。本年4月より教育委員会内の関係課で構成する準備検討委員会を開催し、5月から県教育委員会事務局、くらし創造人権、社会教育課及び関係専門家との打ち合わせを実施しております。7月からは市役所内関係部署の会合を開催し、事業推進にかかわる基本的な取り決めを定めた要綱や葛城市子ども・若者支援協議会のメンバーとしてご参加、ご協力を願う関係機関をどのようにするか、検討を重ねてまいりました。

また、7月には先進地の取り組みに学ぶため、京都府綾部市の綾部若者サポートステーションの視察に参りました。参考にさせていただく点が多々ありましたが、中でも子どもや若者居場所づくりの必要性を今さらながら痛感してきたところであります。

9月には、本支援事業設置要綱の最終決定などを行った上、地域協議会のメンバーの最終決定、指導員、相談員等の選定を行いながら、10月初旬をめどに協議会設立の運びと考えております。

以上です。

下村議長 阿古和彦君。

阿古議員 かなり順調に取り組んでいただいているなという気はいたします。

ただ、今の答弁の中で、例えば2点、多分これから問題になっていく部分があるのかなという気はいたします。

1つは、まず人の問題、それともう一つは場所の問題になるのかなと思います。本事業は非常にソフト事業の傾向が強い。こういう事業というのは建物が必要であるとか、そういうようなものではなくて、ある意味人が集まる場所があればできる事業かなと思います。そういう意味においては小金額の予算で非常に大きな成果を上げれる事業かなと感じております。ただ、それがためには人というものが非常に大切になる。

それと、この事業は対象が0歳児から30歳未満までの若者を対象にするという事業であるということです。ということは、そういう人たちを、先ほど部長がおっしゃいましたように、居場所ですよ。その居場所づくりをどこにするのかということが非常にこれから問題になってくるという気がいたします。その辺につきましての再度見解を、もしくはこれからの取り組みの方向ですね、お聞かせいただけたらと思います。

下村議長 中尾教育部長。

中尾教育部長 ただいま阿古議員さんご心配していただいております指導員、人との件につきましては、県のアドバイザー派遣事業を活用いたしまして人員を確保していきたいと、このように考えております。

次に、場所的な問題なんですけども、この件につきましては、ただいま各関係課やそういう準備会等でまだ協議を進めておる状態でありまして、場所的なことはまだ決定はいたしておりません。しかしながら、協議会設立までには何とかその場所を確保したいと、このように考えております。

下村議長 阿古和彦君。

阿古議員 結構です。前回の一般質問、6月議会の一般質問でも申し上げましたように、この事業というのは先陣を切ってやる、葛城市が葛城モデルを全国に発信できるかどうかという非常に大きな課題を背負った事業やと思います。かなり大変な事業やと思いますけども、各課、これは決して教育委員会だけでは解決する問題ではございませんので、市長部局とも相談されまして、いい方向に進められることをお願いして、この質問については終わりたいと思います。

続きまして、百条委員会の最終報告を受けて後の行政の対応についてであります。皆様方もご承知のように、本クリーンセンターの百条委員会を設置したのは2年前の9月になります。この百条委員会の設置に当たりましては非常に不思議な事象によって設置した記憶がございます。その年、平成20年7月にマスコミ報道によりましてある職員が1,650時間以上もの残業手当をもらっている報道がございました。非常に今考えてみますと不思議な事象であった。そのことについて行政は、それは問題がないというような見識があった。その中で百条委員会が設置されたように思います。そのとき私は申し上げましたが、そういうことで葛城市が有名になることは決して好ましいことではないというのは、たしか百条委員会設置に当たっての、マスコミに対する私のコメントであったように記憶しています。

その結果、平成21年9月に百条委員会の最終報告がありました。それで私の方も様子を見ていたんですけども、なかなか行政サイドの結果が出てこない中で3月議会、6月議会と2回の一般質問をさせていただきました。その中で平成22年7月7日、クリーンセンター運営改善委員会の最終報告がございました。行政といたしましては、前回もお聞きしたんですけども、その後のスケジュールに何か変更があるのかないのかということをもっとお聞かせいただきたいと思います。責任者をお願いします。

下村議長 山下市長。

山下市長 阿古議員の質問にお答えをいたします。

私のところに運営改善委員会の報告が6月24日にありまして、それを受けて6月30日の議会の全協の方で報告をさせていただいたというふうに記憶をいたしております。そのときに、私は早速行政内部の懲罰委員会の方にこれをかけ、そしてその答申を受けて、私が任命権者としての最終的な判断を下すということだと思っておりましたけれども、議会の方から、副市長が懲罰委員会の委員長になるということもあり、外部からの人員を入れるべきであるというお話をいただきまして、これは金曜日の答弁であったと思いますけれども、2名の弁護士の方に入っていて懲罰委員会を開催をいただいておりますのでございます。

私も中身、詳細については存じ上げませんが、現在のところ4回程度、その懲罰委員会を開いていただいているそうでございますけれども、あと何回になるのかわかりませんが、最終的にそこから、懲罰委員会から答申を受け、最終的に任命権者である私が最終判断を下し、それを速やかに葛城市職員の懲戒処分に関する公表基準に基づいて、個々の懲戒処分について事案、概要、処分量定、処分年月日など、個人が識別されない内容を基本として発表していくということですね。その中には記者クラブ等への資料提供等も含まれるということであろうかと思っております。

いつの時点ということ、今の段階ではまだ、懲罰委員会の最終の答申が私のところに参っておりませんので、いつかと言われればそれはわかりませんが、早くしてくれとか、しっかりやってくれとかということも言えません。なるべく早くというような要望としてはそれは言っておりますけれども、いつの段階で私のところに最終答申が来るのかという日付はちょっとわからないということでございます。

下村議長 阿古和彦君。

阿古議員 スケジュール的には、前回の6月議会の答弁に沿った形で進んでいるという理解の仕方でもいいのやと思っております。そのときに指摘させていただいたのが、例えば懲罰委員会のその責任者が、懲罰が対象になる可能性のある方でいいのかというお話はさせていただきました。

そのときの答弁は、特に実はいただけなかったんですよ。というのは、そのときも感じたんですけど、内規が、例えば懲罰委員会の内規がどうなっているのかという確認ができなかったという気持ちから答弁はいただかなかったんですけど、問題を指摘したら、結果的に懲罰委員会が開かれて、その経緯ですね。その経緯は、済みませんが、多分第1回目は副市長がその懲罰委員会の座長をされたのかなという気はするんですけども、そちらの方、どういう経緯でそうなったのかだけお聞かせいただけますか。

下村議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 きのう、藤井本議員さんの答弁の中にもありましたように、私自身がそういうことで、当初、第1回の委員会を開催させていただきまして、そこでこの委員会から外れて新たな方々をお願いするという議決をやらせていただきました後の2回目からは出席しておりませんので、今、市長が答弁されましたように、私自身はその状況を把握していることではないということでございます。

下村議長 阿古和彦君。

阿古議員 この6月議会が終わってから全体協議会がありまして、6月30日の段階ではまだ、その決断がなかった。ただ1回目を開いた中で懲罰委員さんの中での、多分意見調整の中でそういう方向性になったのかなという具合には理解したいと思います。

それで、これは市民の皆さんからしたら非常に時間がかかっているのと違うのかなというのが正直な気持ちです。といいますのが、例えば、懲罰というものについては、これは行政だけにかかわらず、一般の民間会社でもあるんですね。その場合は、行政の場合は、例えば懲罰に関する規定をつくっているからいいんですけども、民間企業についてはその就業規程の中で懲罰をうたっておかないと懲罰というものが発生しない。ですから、当然大企業なんかは懲罰、就業規程をつくるわけなんですけども、そうしますと、例えば民間企業の中で何らかの事例が発生した。そのことについて最終的には懲罰の段階に行くまでの時間が非常に短い。それがなぜ行政はこれだけ長いのかというのが、非常に多分理解できないとこやろうと思います。

本来、会社の中で起こったことは会社の中で処理するんですよ。それで、その規定に基づいて懲罰を下すわけなんです。今回、今考えてみますと、初めのスタートの段階で、例えば行政サイドは、これは問題がない。ある職員さんの非常に大きな残業手当をもらっておられることについて、行政サイドは、いや、これは問題ないであろうという方向性のお話であった。そのことについて、やはり市民の代表の議会としてはおかしいであろうということで百条委員会が設置された。

ただ、その間に行政サイドの内部が変わっているわけですよ。ですから、本来は、行政は問題がないといったところが、やはり行政の中で問題があるというような体制に変わるのであれば、それはやはり行政内部で調査をされるべきではなかったのかと。もっと早い段階でされるべきじゃなかったのかという気がします。それが問題が発生してから約2年という歳月がたってしまったことやと思います。

ですから、決して遅いということはありません。ただ、懲罰が最終的な手段なんですけども、本来行政としての報告というのは、実は先ほど申し上げましたクリーンセンター運営改善委員会の報告で実は終わっているんですね。せやから、行政サイドとして、これはこういう事例がありましたという報告をもって本来は行政としての姿勢というものはこれで終わるわけなんです。ただ、それについて懲罰をどうするのかというのは、これはトップの判断ですよ。せやから、これから最終報告が運営改善委員会の方でされましたので、できるだけ早い段階でトップの決断をしていただきたいと思います。

係争云々等の話も多分過去の一般質問の中での答弁の中であったのかと思います。ただ、その手続というのはよくご存じなんでしょう。多分クレームがあれば公平委員会にまずかかって、それから係争になるのかなというような、そういうステップもあるかもわかりませんが、せやけども、その分については法律、弁護士さんを雇っておられますのでよくご存じだと思います。その判断が正しいか間違いであるかというのは、それは最終的にみんなが感じることであって、そのことについて理事者が行政サイドの報告はこれをもって終わっているんだということであれば、この報告に基づいた正しい最終結論が出るのかなと思います。一応、この件につきましては最終責任者であります理事者のご意見をちょうだいしたいと思います。

下村議長 山下市長。

山下市長 私が今から答えることが阿古議員に対する答弁になるのかどうか、ちょっとわからないところがありますけれども、金曜日に副市長の方から今までの経緯であるとか、最終報告書を出すまでにどれだけ時間がかかった。これは申しわけない話だけれども、これこれこういう理由だという話はさせていただいたんだと思います。阿古議員は最終報告、内部調査の報告が理事者の最終結論なんだと、それに基づき行政の、任命権者のトップである市長が早々に解決しろよというお話だと思いますけれども、それを恣意的に行わないために懲罰委員会というものが設けられているというふうに思います。6月議会の中で阿古議員の方からもその中に懲罰の可能性のある副市長が委員長として入るのは適当ではないというお言葉もいただき、また、それに準ずる人間も懲罰を受ける可能性がある人間、正副がそういう形でいなくなってしまうということで外部からの法の専門家である弁護士の方に入ってきて、それを諮問をしておるわけでございます。

その中身についてああしろこうしろということは、懲罰委員会の性質上適当ではないというふうに思いますので、報告書を受けて私はきちっと判断を下しますので、その報告が出るまではしばらくお待ちをいただきたいというふうに思います。報告が出てまいりましたら、それに基づいて適正に私の方で判断をさせていただきます。おっしゃるとおり、速やかに中身について検討し判断をさせていただきます。

下村議長 阿古和彦君。

阿古議員 できるだけ速やかに懲罰委員会の結果が出ることを望んでおります。そしてまた、早い段階で結論が出ることを望んでおります。

今回の件につきましては、多分最終の懲罰委員会の結果報告を受けた後の、多分総括する必要があるのかなという気はしております。6月議会のときも実は言ったんですけど、できましたら9月議会にはそういう最終的なものが報告していただきたいという気持ちで申し上げたんですけども、今のスケジュールでいきますと、多分その総括を私の方でさせていただく機会があるとすれば12月議会かなという気もしております。それまでには今回のクリーンセンターの問題点につきまして総括ができますことを望みまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

下村議長 阿古和彦君の発言を終結いたします。

次に、18番、白石栄一君の発言を許します。

18番 白石栄一君。一問一答方式で行われます。

白石議員 議長の許可を得まして一般質問をさせていただきます。

私の質問の第1は、新庄商事による林地開発の現状と対策について。第2は、葛城市の人事・機構改革並びに職員の労働条件等についてであります。一問一答方式で行いますので、質問の詳細は質問席から行わせていただきます。

まず、新庄商事による林地開発の現状と対策についてであります。ご承知のように、葛城山麓の中戸砂防区域の南面から西面にかけて林地開発が行われています。県森林保全課が許可した林地開発計画では、造成される森林が3万7,000平方メートル、この造成地には5平方メートル当たり1本の割合でヒノキまたはスギが植樹され、治水対策として1,100平方メートルの調整池が設置されることになっています。この間の造成工事によって緑が取り払われ、大量の土砂が搬入され、山麓の姿が一変する計画の姿が明らかになる中で、地元を初め多くの市民から計画どおりにやっているのか、土砂崩れの心配はないのか、県や市は監視や指導をしっかりとやってくれているのかなどなど、不安の声が広がってまいりました。

ところが、この7月に入ってから、県が許可した区域外に土砂を搬入していることが判明をし、県砂防課、高田土木事務所が是正を指示し、7月17日からの土砂搬入をやめるよう指示を行う等の対処がなされましたが、その途上で新庄商事代表取締役、山本豊氏が行方不明になるという事態が発生したとの情報を耳にいたしました。

このような状況をどのように受けとめ、県や市は今後どのように対処をするつもりなのか、責任ある答弁を求めたいと思います。

下村議長 石田都市整備部長。

石田都市整備部長 それでは、白石議員さんの新庄商事による林地開発の現状と今後の対策ということにつきましてお答えをさせていただきたいと思います。

今回の砂防指定地内の、まず許可状況でございますけども、平成9年4月7日から500日の許可申請ということで提出はされております。以後3回の期間延長の変更申請が行われまして、最終的には13年12月31日までの許可日となっております。しかし、計画図にあります4カ所の積みブロックによります土どめ工程が施工できていない状況となっております。そして、20年4月11日に23年4月30日までの3カ年の予定で林地開発の計画のもとに新たな申請書が提出をされております。以後21年5月に隣接する部分に資材置き場の名目で追加申請が出ております。この追加申請の提出時に地元3大字の区長は、計画どおりののり面施工がされていないため同意できない旨、本人に通知をされました。そして、21年1月15日に地元3大字の区長と高田土木、市関係課と協議を行っております。そして、3月26日には本人、奥さんでございましたが、県・市関係課を交えまして再協議を行い、現場の施工状況の確認の後、同意ということになっております。

以後、南面につきましては計画どおりののり勾配により工事が進みましたが、頂上部につきましては計画ののり勾配であります1割8分での施工ができていなく、また、許可区域外に土砂搬入がされていることが判明をいたしまして、22年7月17日、県土木より本人に土砂

搬入の停止の指示、同22日に土砂搬入停止の勧告、8月1日には市長、副市長にも現場の確認をお願いいたしました。同4日に県道からの進入路に県土木による警告文書、バリカーの設置を行いました。同11日には3大字区長、砂防課、森林整備課、土木、市による現状説明、対策協議を実施しております。現状では本人が行方不明であり、休業状態にあるのか、倒産したのか判断できない状況にありますので、県では行方不明に努力されているところでございます。

現場は、計画区域外に積み上げられました土砂、大きな穴がありまして、これらの処置がまず必要となっております。今後北面の計画どおりの施工、南面の植栽計画を進めるためにも本人を捜し出し、県砂防課、森林整備課、市を交えた中で強硬な指導のもと、のり面の崩壊を防ぐ対策をお願いしてまいります。

また、前回の説明会后1カ月が経過しておりますので、本人を捜し出せない場合の現場の処置方法について、その対策につきましても協議をしてみたいと思っております。

以上でございます。

下村議長 白石栄一君。

白石議員 本件は、平成20年6月、12月、そして本年6月の定例議会でも、私は一般質問で取り上げをいたしました。平成20年6月の答弁では、林地開発は県森林保全課が許可をし、県・市の関係機関も同意をして進められている事業であり、パトロールを実施し、造成計画どおりの工事が進められているか監視をする。防災に関しては県砂防課、高田土木事務所、市都市計画課、環境課、農林課で1週間から10日に一度のパトロールを実施する。平成20年12月の答弁では、現状は計画図面の形が見えてこないもので、9月、11月に県森林課に人をお願いしている。年明け早々にも地元、県関係者、市関係者が協議を行い、指導申し入れを行う予定である。こういう答弁がありました。

直近の本年6月の答弁では、ほぼ計画どおりでき上がってきている。しかし、植林はまだ実施されておりません。今後林地開発許可制度の所管であります県の農林森林整備課に向けて早急に適正な指導をしていただけるように申し入れをしてみたい。このような答弁がありました。

ところが、ここに至って林地開発に伴う造成に際して許可した区域外に土砂搬入していることが判明したため、搬入をとめる指示、さらに搬入停止の勧告を出し、進入路付近にバリカーを設置し、トラックの土砂搬入をとめるなどの対策がとられた。現在計画どおりに完了させるために山本豊氏の行方を捜している、こういう状況であります。土砂の搬入停止は当然の措置であります。問題は計画どおりに事業を完成させることができるのでしょうかということでもあります。山本氏を捜しているということですが、見つければ計画どおりに事業を完成させることができるのでしょうか。また、見つからなかったときは一体どうされるのでしょうか。改めて答弁を求めたいと思います。

下村議長 石田都市整備部長。

石田都市整備部長 今後の計画どおり実施されていない部分につきましてどういうふうな対策を講じていくのかということでございますけれども、県の方ともいろいろ、砂防課の方ともいろいろ

ると話をしているところでございますけども、とりあえず本人を見つけ出すというのが、まず先行しなければならないことであるというのが県の話でございまして、先ほど答弁でも申し上げましたように休業状態にあるのか、倒産状態にあるのかというのはまず確かめなければいけないということでございます。

それをもって、どうしても本人が見つけれない場合においては、県の方で数々の対処をやはりお願いしていかなければならないということになりますので、こういった事例につきましても、先ほども申し上げましたように、もう1カ月が経過しておりますので、できる限り次の段階に進んでいきたいということで土木を通じて砂防課の方に連絡をしている状況ということでございます。

下村議長 白石栄一君。

白石議員 部長の方から改めて答弁がありました。何よりも本人を見つけ出すことだ、それができなければ改めて県の方で対処をしてもらうことをお願いしたい、こういうことであります。

しかし、新庄商事による林地開発等の経過を見てみますと、このような結果が予想されたのではないのでしょうか。誰もが適正、適法に手順を踏み、手続を申請すれば、その要件が整ってさえいれば申請は受理され、許可されることになっています。しかし、このたびの林地開発や土砂搬入等の申請や許可、その後の指導や監督等については甚だ疑問であります。県や市の責任は免れない、このように考えます。新庄商事は、これまで何度となく産廃や残土の処分、山林造成などにかかわって、県が許可した条件や計画を守らず、葛城山麓の貴重な自然や景観を台なしにし、地元大字や関係者に多大な迷惑をかけ、旧新庄町の山麓地域の整備計画も台なしにしまいました。

何よりも県砂防課が平成9年4月7日から平成13年4月30日にわたって砂防地域内行為を許可した太田地域の造成工事は、勾配や土どめブロックの設置など、計画どおりに完成しないままとなっております。現在の林地開発の北隣になるんです。このような状況が放置されたままでどうして新たな林地開発が、土砂の搬入が許可されるのでしょうか。また、許可した県や同意した市の責任、これは免れない。この点、許可責任、同意をした責任、どのようにお考えか、お伺いをしたいと思います。

下村議長 石田都市整備部長。

石田都市整備部長 最終的に許可権者は土木ということになるんですけども、これにつきましても当初の方につきましては、ちょっと私の方、内容的にはっきりした点がわからないんですけども、林地開発の件につきましては、地元の3大字の区長におかれましても追加申請が出てきた段階で計画どおりの施工ができていない。これでは同意はできませんということでございましたので、先ほどご答弁申し上げましたように、3月26日に本人、奥さんでございましたけども来ていただいて、県も市も交えた中で協議を行い、最終的には、一応のり面の施工状態を見せていただくことによって地元も同意しましょうということでございましたので、最終的に林地開発につきましては許可といたしますか、同意が出たということでございます。

それに基づいて、先ほども申し上げましたように、1割8分ののり面施工ということで、現場の方、下と申しますか、積み上げの方につきましては計画どおりの1割8分ということ

ででき上がってきているんですけども、上部につきましてはこの1割8分ののり勾配が施工されていない。また、区域外に搬入されたということで今回の設置措置となったということでございます。

以上でございます。

下村議長 白石栄一君。

白石議員 私は、この間の事業の許可や同意の経過をお聞きしたわけではありません。どうして許可され、同意されてきたのか。現実に北隣の太田地区の造成工事、完成しないままほったらかしになっています。10メートルの土砂を削除する。このような約束も守られていない。さらに、現在地の林地開発においても遊水池や土どめブロックが設置をされていない。勾配についても不十分なところがある。

私はこの間、地元住民や市民の皆さんの声を、この議会で届け、その責任を果たしてもらえようをお願いをしてまいりました。この6月定例議会で改めて一般質問で取り上げたのは、まさにこのような事態が予想される。こんな中でつけ加えたものであります。結果はご承知のとおりです。ほかにも新庄商事は金村谷の農地基盤整備、これも平成3年6月に新庄建設が倒産し、夜逃げをするという中でそのまま放置をされている。こんな業者に、現実に隣の山林造成で許可された期間にちゃんとした工事ができていないにもかかわらず、新たに林地開発が許可される。こんなん、理解できないです。そしてこんな事態になった。山本豊氏を捜して、強硬な姿勢で完成さすんだ。どないしてしますねん。見つからんかったら、これは全然だめですけども、見つかったとしても資力がなかったらどないもしようがありません。代執行したって市民の税金を使わなきゃできません。回収することはできない。私は行方不明になった理由からして、こんなことはだれでも予想できることであります。

私は県が責任を持って、県のお金でちゃんと林地開発をやっていただきたい。5平方メートル当たり1本のスギやヒノキ、植えていただきたい。北隣の造成についてもちゃんと太田大字との約束を守っていただきたい。この点、責任ある立場の市長からお考えをお聞きしておきたいというように思います。

下村議長 山下市長。

山下市長 白石議員の質問にお答えをいたします。

白石議員の怒りというか、思いですね、これは十分に理解もできますし、私もこの件に関しましては本当に悔しい思いでいっぱいだということでございます。私が市長に就任をして、そして、過去の経緯は全て調べたわけではございませんけども、なぜ同意を、地元が同意をされてきたのか、しかも個々別々でこのことに当たられてきたということに対して何とかできないかということで先ほど部長の方から報告がありましたように、21年1月15日、太田、寺口、中戸と、この3大字の区長さん、また、水利組合等の役員さんに集まってもらい、そこに高田土木、また森林整備課も来てもらい、この現状について何とかできないのかという話をさせていただきました。

その中には、それぞれ個々別々の大字で同意判を押してこられたという経緯もあり、向こうで開発したことはそのほかの2大字は知らないとか、そういったこともありましたので、

これからは3つの大字が心を1つにしてこのことに当たるということの確認も込めて3大字を集めさせていただき、その3大字の意思統一ということはできたわけでございますけれども、新庄商事に対する指導というものは、こちらの方から、市の方からはできないと。県の森林整備課の方は、林地造成ということで許可をしておるので、最終的な形が見えてきて、その型どおりに行くかどうかということがわからなければ搬入をとめることはできないという話があったわけでございます。

しかし、その3大字の区長と協議した内容を本人と県、また市の関係者と一緒に新庄商事に話をして段を切っていくということまでは説得できたというように思っていますけれども、それから先の工事については、我々は関与ができなかった。そもそもの話をしてしまうと、これはまた別のときの議論になると思いますので、それはさておき、この後始末をこれからどうしていくのだということについて、今現在県の方と協議をしながら、我々としては、葛城市としては本人が見つからなければ県が責任を持って許可したとおりの工事をしてもらうように、これは強く、断固として強く、これは要望していくというつもりであります。

ただ、本人が居所不明、いないという状況の中でどれだけのことのできるのか。それはしっかりと、県もいきなり持ってこられたら困るということもあるでしょうけれども、本人がいないままでどれだけのことのできるのか、しっかりと、うちも相談しながら、県にしっかりとその責任、責務を果たしてもらえようように訴え続けていくというようなつもりというか、算段でございます。

下村議長 白石栄一君。

白石議員 市長から心強いご答弁をいただきました。予想されるわけであります。やはり市長が腹をくくって、断固として県に対して許可されたとおりに完了していただく。これは買っていたきたいというふうに思います。

次に、葛城市の人事機構及び職員の労働条件等について伺ってまいります。

まず、人事政策についてであります。地方自治体の仕事は、行政領域の拡大や事務量の増大、業務の複雑化と専門化が進む中で、行政の政策決定や、その執行において職員の果たす役割、責務はますます大きくなっております。一人一人の職員が創意と工夫を凝らし、みずからの能力を最大限に発揮して、生き生きと意欲を持って仕事を進められる。そういう人事の確立こそが今求められております。

また、住民の立場から見てむだなく、合理的、効率的に公務が行われること、住民の利益になるよう、住民負担を少しでも軽くなるように進められ、親切でてきぱきと仕事が処理される、そういう職員が求められていると思います。住民本位で効率的な行政を進め、職員のみずから働く意欲と努力を保障する葛城市の人事政策についてお伺いをいたします。

下村議長 森川企画部長。

森川企画部長 ただいま白石議員さんの方からご質問をいただきました人事に関する施策についてでございます。説明を申し上げたいと思います。

昨今の社会情勢によりますと、年々市民ニーズがより多く、より多様化してきているわけでございます。より高度なものとなっております。個々の権利の主張も強くなっているとい

う現状でございます。職員一人一人に求められる役割や仕事量、また職責はより大きなものとなっているわけでございます。また、一方では、職員数の削減が求められ、職員にとっては大変な厳しい状況にあると思います。

こうした中行政を運営していくには、職員が一丸となって職務に取り組んでいかなければならないと思います。上司と部下、先輩、後輩、同僚同士の意思の疎通を密にいたしまして、お互いに理解し、信頼できる関係を確立し、お互いが弱点を補てんし合えるような、そういう職場環境をつくり上げていくことが必要であると思っております。

これには、やはり職員個々の長所、短所、能力や適正を的確に把握いたしまして、一人一人の能力の向上を図りながら適材適所の人員配置を行うとともに、現在試行を行っております評価制度を職員が公平感を持てる制度として構築いたし、より一層職務に対する意欲の喚起となるよう取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

下村議長 白石栄一君。

白石議員 企画部長の方からご答弁をいただきました。

葛城市は、平成16年に合併をし、本当に幹部職員初め一職員まで、合併の荒波の中で新しい葛城市をつくるため大変な努力をされてきた、このように思います。

しかし、合併後、勸奨退職者が徐々に増えてまいっております。平成16年は2人であったものが、平成18年には5人、さらに平成21年には8人、累計で25人が勸奨退職で職場を去っております。

また、病気休暇の取得者もふえてまいっております。平成21年の病気休暇の取得状況を見ますと、1日以上が33人、30日以上が8人、そのうち休職が2人、こういう状況が続いています。また、職員会や職員による文化やスポーツクラブの活動などが、合併による事務事業の増大等により、今日ではサッカー部や野球部しか存在していない、そういう状況にあり、職員間でまとまって研修をする、このような状況がなくなっております。職員の置かれている状況が伺える。

企画部長の答弁のように、上司や部下、先輩や後輩、同僚同士の意思疎通、お互いを理解し、信頼できる関係の確立、お互いの弱点を補てんし、助け合い、相談できる職場環境の構築が求められている、そのとおりだと思います。

さらに私は、職場の議論や連携に始まる職員の参加とグループ化によってこそ、一人一人の能力の向上や個人の意欲、情熱が全体のものになって長続きすることになると考えます。昇格や人事異動は本人の希望や能力、職場の評価を反映させるなど、上位下達の人事は改めていかなければならないと考えます。この点についていかがお考えか、改めてお伺いをおきたいと思っております。

下村議長 森川企画部長。

森川企画部長 続きまして、今いろいろご質問いただきました、それを23年度の、具体的にどういう対策を講じていくのかと、そういうふうに、私、とったわけでございます。

まず、職員数でございます。これにつきましては集中改革プランに掲げております定員適

正化計画に基づきまして、その推進を図っているところでございます。この計画の最終年度であります23年度には目標といたします職員数を達成する予定でございます。

人事面につきましては、今年度末で定年を迎える職員が12名おるわけでございます。とりわけ11人いる部長級のうち7人が定年を迎えることとなり、部長級職員の大半が退職することになります。以後の行政運営に支障を来さないよう、十分配慮してまいりたいと考えております。

また、幸いに定年を迎える方の中には就労意欲をお持ちの方もおられますので、こうした方々の活用も考えながら、一方では職員のやる気をそがないよう配慮した形で人員配置を考えていきたいと考えております。

また、今後の対応でございますが、新たな定員適正化計画を策定するに当たっては、単に職員数を削減するというような計画ではなく、葛城市の事務事業を行うに当たってどれだけの職員が必要であるのかということ、事務事業の必要性や重要性、優先度、直接行政が行う業務か、また、アウトソーシングをすべき業務なのかをさまざまな要素を勘案した上で査定し、その目標を掲げた結果を策定したいと、このように考えております。

以上でございます。

下村議長 白石栄一君。

白石議員 企画部長からご答弁をいただきました。企画部長の答弁にあわせて、改めて質問をしてみたい、このように思います。

企画部長が答弁されたように、平成22年度末をもって部長級が7人、課長級が2人、定年を迎えます。さらに勸奨退職が予想されますので、退職者がふえることになります。このまま経験豊かな幹部職員が退職ということになれば、本市の行政運営に支障を来すことは、私は明らかではないかというふうに思います。

若い幹部を登用し人事の活性を図ることは当然でありますけれども、中期的な措置として、私は平成23年度の人事については、葛城市の条例に書かれています葛城市の再任用に関する条例に基づき、希望者の採用を行う、あるいは、これまた条例に明記されています葛城市の定年等に関する条例第4条の定年による退職の特例に基づいて定年延長を行い対応すべきではないか、このように考えます。

今の段階で明確な答弁はありませんでしたが、本市の条例において定年後の再雇用についてちゃんとした規定がある。さらに、実際に定年された方を嘱託として雇用し、経験、知恵を行政に活かしていただいた、そういう実績があります。この点、条例にある再任用、定年延長、これは堂々と実施すべきじゃないんでしょうか。この点、改めてお伺いしたいというふうに思います。いかがでしょう。

下村議長 森川企画部長。

森川企画部長 今質問いただきました、いわゆる条例の中に再任用に関する条例、また定年等に関する条例、うたわれておるわけでございます。

しかし、現状といたしまして、再任用につきましては現在クリーンセンターの分で再任用という制度で採用している分以外、一般職の方ではないわけでございます。職員の新陳代謝

といいますか、人事の刷新といいますか、そういう面からいたしまして、現状は、必要とするならばいわゆる嘱託という制度の採用で実施いたしておるわけでございます。

また、定年等に関する条例につきましては、引き続き、いわゆる定年いたしましても職員として延長するという、いわゆる定年延長の条例でございます。特に今おっしゃいましたように第4条に定めております、いわゆる特例の1、2、3項、全て該当する者ということに定めております。先々を考えますと、またこの制度そのものも運用していく時期は必ず来るだろうという気はするわけですが、今しばらくは嘱託制度の活用ということで考えております。

以上でございます。

下村議長 白石栄一君。

白石議員 部長が今しばらくは嘱託制度を活用して定年退職される幹部職員の活用を図っていきたい、このような答弁がありました。

ご承知のように、民間企業では65歳までの雇用確保措置が高年齢者等の雇用の安定化等に関する法律によって義務づけられています。公務においても平成20年度の人事院勧告の報告では、このように書いています。

公務についても65歳までの雇用確保措置が必要であり、具体的には再任用か定年延長によって対応が必要となる、このように明記をしています。これは人勤なんです。

私は、正々堂々と、確かに集中改革プランに基づく定員適正化計画があるけれども、経験豊かなすぐれた幹部を活用し、世代交代をスムーズに進めていく、こういうことも考えるべきだというふうに思います。

次に移ってまいります。人事・機構改革、人員配置等の中間評価についてであります。

平成22年度は市民窓口課の新設、子育て福祉課などの名称の変更、都市産業部の事務を分割して、都市整備部と産業観光部を、水道局と下水道課を統合して上下水道部の設置、管理課の廃止、さらに中央公民館、新庄文館、當麻文館の館長の兼務など、山下市長が誕生して初めての全面的な見直しが行われました。この9月で半年になるわけですが、その成果と問題点等についてどのような中間評価をされておられるのか、お伺いしておきたいと思ます。

下村議長 森川企画部長。

森川企画部長 機構改革をいたしまして、ほぼ半年がたつわけでございます。その中間評価ということのご質問をいただいたわけでございます。

機構改革でございますが、内部事情、いわゆる内部事務をスムーズに行うことはもちろんのこと、市民サービスの向上を第一に考え、課の配置等見直しを行ったわけでございます。市民の皆様が来庁時に担当窓口がわからずお待ちいただくことのないよう、案内係を設けております。

また、市民窓口課だけが窓口ではなく、全ての課が窓口であり、職員一人一人が窓口係であるとの認識を持つことで職員の意識改革を図り、窓口事務のサービス向上に努めております。

また、課の名前につきましても、市民の皆様の仕事にイメージしていただける名前ということで、一部ではありますが、わかりやすい名前に変更いたしました。

機構改革による当初の戸惑いはあるものの、大きな混乱もなく、スムーズに移行しているものと評価いたしております。

各課に対して配置しております職員数につきましては、先日各部長からのヒアリングを行いましたところ、現在の総職員数の枠の中でもおおむね適正な人員配置となっているものと考えております。

業務量につきましては、その個々の業務につきまして年間を通して平均してあるものもあれば、ある時期に集中して行わなければならない業務もあるわけでございます。また、その業務に対する職員の習熟度や経験の長短など、さまざまな要因がございますので、一概に適正であるかないかの判断は難しいものと考えます。

また、4月に入りました新規採用職員につきましても、仕事になれ、先輩職員とのコミュニケーション等、葛城市の職員としての自覚を持って職務に専念しているとの報告を受けております。機構改革に対する中間評価につきましてはそういうふうと考えておるところでございます。

以上でございます。

下村議長 白石栄一君。

白石議員 企画部長からご答弁をいただきました。機構改革による当初の戸惑いはあるものの、大きな混乱もなくスムーズに移行している。人員配置についても現在の総職員数の枠の中でおおむね適正な人員配置となっていると評価されています。私もおおむね当初計画のとおり推移しているものと考えますが、若干の気になる点について所見を求めておきたい。そして、改善に踏み出していただきたい、このように思います。

まず、出先機関に対する位置づけについてであります。私は常々市民がみずから参加し利用するサービス、福祉や保健、医療など、市民に直接サービスを提供する部門は優先して強化、充実されるべきであると考えてまいりましたが、新庄文化会館、當麻文化会館の館長や課長補佐が兼務で配置されています。先ほど中川議員からもありましたが、体育振興課長が補充されず長らく欠員のままになっています。責任ある事業の執行、利用者、市民のニーズにこたえるなどの点で出先機関の人員配置の軽視が見られるのではないかと。この点についてまずお伺いをしたいと思います。

もう一つ、管理課が廃止され、入札契約事務や普通財産の管理等が総務財政課管財係へ、地籍調査が農林課農林係へ、公有財産等の登記や境界明示などの事務が都市計画課管理係に分割されました。入札制度の抜本的な改革の要請、複雑な財産の管理や登記事務など、専門的な制度の立案や今日の事務量の増大等に対応できているのか。この点についてもご所見をお伺いしておきたいと思っております。

下村議長 教育長。

大西教育長 ご質問の出先機関ということで、教育委員会の公民館あるいは文館等につきましてのご質問がございました。そのことにかかわりましてお答えさせていただきたいというふうに思

います。

先ほどの中川議員さんのご質問にも部長が答えたところで関連するところでございます。今回、兼務という状況が生じておりますけれども、教育委員会といたしましては、これまでの公民館、文館、それぞれ教室、講座等々の一括管理というようなことを念頭に置きながら、ことしの職員数総数の中での人事配置というところで踏み出したところでございます。

したがって、兼務という状況が生じているというのはご指摘のところでございますが、私どもとしましては行政が今まで縦割りというような、こういうご指摘も、ご意見もいただく中で、それぞれの文館が連携して、協力して、講座や教室等々、社会教育の部分での充実を図りたいと、こういうようなところでとってきたところでございます。お互いがそれぞれの館の業務を触れるということで、それはそれでいい面が出てきているところかと思っております。若干課員の中には専属の管理職が常時いないということへの不安ということも感じておられるところでございますけれども、市民サービスの低下につながらないように、また、それぞれの館の業務がより充実するように委員会としては連携、協力を図るというところで臨んでおられるところでございまして、また今後、この1年間を通しまして振り返りながら次の配置ということも検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

下村議長 河合総務部長。

河合総務部長 施設管理の件についてでございます。

今年度につきましては4月に、人事・機構の改革があったわけでございます。その中で、公共施設にかかわります件につきましては総務財政課の方に、また、登記の方につきましては、あくまでもまだ建設課の方に所管となっておられるところでございます。その中で、公共施設の分につきましては県の方から今年度1名の嘱託職員を採用いたしまして、公共施設にかかわります施設の管理等につきましても技術的なことにつきまして、今現在、そういう形の中で取り組んでいただいております。

いずれにいたしましても、全体的には公共施設の施設の管理等につきましてはそういうような形になっておられるところでございまして、登記と公共施設の総括管理ということの分割という形にはなっておられるわけでございますけれども、いずれにしましても内容等が複雑になるわけでございますので、今の時点ではうまく活用というんですか、機構改革に伴った形の中で業務運営は行われているものというように今解釈をいたしております。

以上でございます。

下村議長 白石栄一君。

白石議員 それぞれ教育長並びに総務部長からご答弁をいただきました。

初めて全面的な機構改革が行われたわけで、半年でその成果を図ることはなかなか困難なことでありますけれども、私が気づいた点についてお話をさせていただき、ご参考にさせていただきたい。やはり個々でいろいろな問題点も起こっているということも事実でありますので、その点は真摯に受けとめておいていただきたい、このように思います。

余り時間がなくなりました。葛城市の職員が責任と意欲を持ち、一丸となって公務に専念

できる環境づくりについてお伺いをしたいと思います。

ご承知のように、葛城市の職員の給料は、ラスパイレス指数が90.5でしたか、これは最近のではありませんけども、12市の中では最下位、39市町村の中で高取町と同位の28位、こういう状況になっております。葛城市は国公準拠という基本姿勢で、国の指導に忠実に従ってきた結果、葛城市も財政状況が悪い隣の高田市や御所市よりも低い給料になってしまった。これは職員の働きが悪いわけではありません。職員に責任はないのであります。まさに理事者の基本姿勢の問題であります。給料が安い上に有給休暇の取得率は、平成20年7.4%、21年7.5%、有給休暇もろくにとれない、このような働き方では働く情熱も意欲も続けることは非常に困難であります。今さら昇給の短縮や、いわゆるわたりを求めるといふうなことはいたしません、昇給制度の厳正な適用によって一定の改善ができるのではないのでしょうか。

また、先ほど平成20年度の人事院勧告をご紹介いたしました、55歳以上の職員で1.5%マイナス、期末勤勉手当で0.2カ月分のマイナス、マイナス勧告がされています。せめてこのマイナス勧告の実施は見送るべきではありませんか。最後にこの点についてお伺いをしたいと思います。

下村議長 山下市長。

山下市長 今、いろいろと白石議員が職員のやる気をそがないように、今、人事院勧告の中で出ているマイナスの1.5%、これはやめるべきではないかということでございますけれども、これは国の体系の中で交付税に直結してくる話であることも白石議員は十分に承知をしての上でご発言だと思いますけれども、本市としてはその部分でそれを遵守していくというか、それに倣っていくという選択肢しか今はないのかなというふうに思っています。

ただ、これから職員の給与面に関しても考えていくべきことはあるんだというふうに思いますので、幾ら残業代がたくさんついて、それは自分の身を削っての残業という形、変な言い方をすると、そういうものではなく本給でしっかりと快適な人間らしい生活が送っていただけるというようなところをどのようにして目指していただけるのかということも勘案して、すぐに対応できるという問題ではございませんけれども、頭の片隅に置きながら考えていきたいというふうに思います。

白石議員 ありがとうございました。

下村議長 白石栄一君の発言を終結いたします。

これで、一般質問を終わります。

本日の日程は、全て終了いたしました。

次の本会議は9月30日午前10時から再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、14日午前9時30分から総務文教常任委員会、15日午前9時30分から民生水道常任委員会、16日午前9時30分から都市産業常任委員会、21日、22日、27日、それぞれ午前9時30分から決算特別委員会が開催されますので、各委員の方は日程表の日時に審査をよろしくお願いたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午前11時58分